

第 4 回区議会定例会提出案件概要

(条例関係)

議案番号	件 名	概 要
第 91 号議案	新宿区組織条例の一部を改正する条例	特別区税及び国民健康保険料の滞納整理に係る事務を一元的に行うため、滞納対策に関することを総務部の分掌事務に加える。 [施行日] 令和 7 年 4 月 1 日
第 92 号議案	新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例	区、区民及び地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の活性化のために必要な施策に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって暮らしやすいまちの実現に資するため、町会・自治会の活性化の推進に関し必要な事項を定める。 [主な制定内容] 1 定義 (1) 町会・自治会とは、区内の一定の地域に居住する者及び事業者により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。 (2) マンション等とは、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。 (3) マンション等建築主等とは、区内のマンション等の新築に係る請負契約の発注者又は受注者及び請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。 (4) マンション等管理者等とは、次に掲げるものをいう。 ア 区内の管理組合（当該マンション等の管理を委託している場合を除く。） イ 区内のマンション等（管理組合がないものに限る。）の区分所有者を代表する者（当該マンション等の管理を委託している場合を除く。） ウ 区内の管理組合又は区内のマンション等の区分所有者を代表する者から委託を受けてマンション等の管理を行うもの 2 基本理念 町会・自治会の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 (1) 町会・自治会の自主性及び主体性に基づき推進すること。 (2) 区民及び地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、又は連携することにより推進すること。 3 町会・自治会の役割 町会・自治会は、区民及び地域で活動する様々な主体が町会・自治会への理解と関心を深め、その活動に参加し、協力

(条例関係)

議案番号	件名	概要
		し、又は連携することができるよう、その活動への理解の促進並びに区民相互の交流及び協働に努めるとともに、これまでの取組を永く次世代に伝えていくよう努めるものとする。 4 マンション等建築主等の役割 マンション等建築主等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるとともに、マンション等を新築するときは、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない。 5 マンション等管理者等の役割 マンション等管理者等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるとともに、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない。 6 区の責務 区は、この条例の目的及び基本理念が区内の町会・自治会をはじめ、区民及び地域で活動する様々な主体に認識されるよう周知し、その理解の促進を図るものとする。 7 施策の推進 区長は、町会・自治会の活性化のために必要な施策を総合的に推進するための計画を定めるものとする。 [施行日] 令和7年4月1日

(議決案件関係)

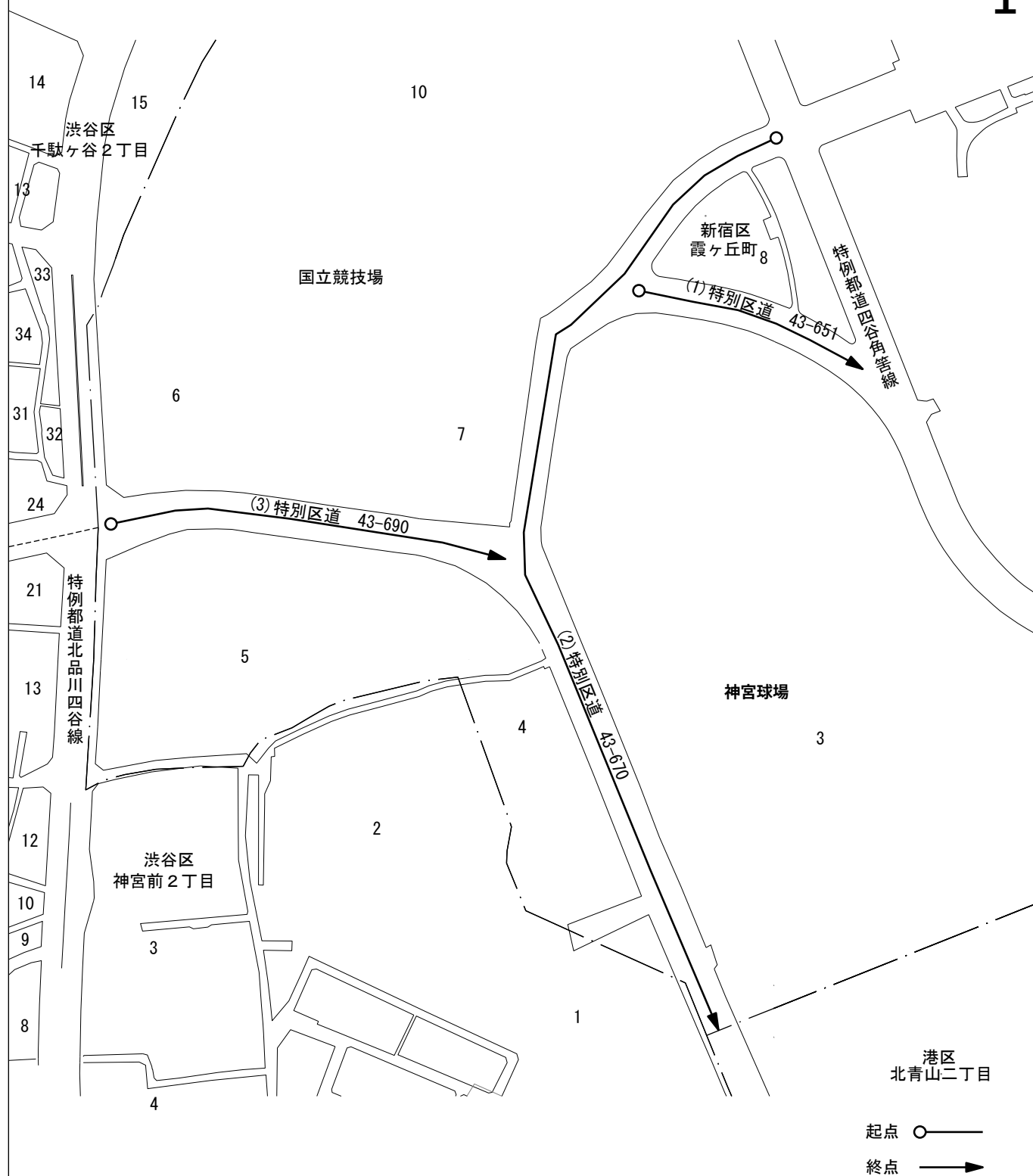
議案番号	件名	概要
第 93 号議案	特別区道の路線の廃止及び認定について	道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき特別区道の路線を廃止し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき特別区道の路線を認定する。 (1) 廃止する路線 ア 路線名 43-651 起点 東京都新宿区霞ヶ丘町 11 番地先 終点 東京都新宿区霞ヶ丘町 13 番地先 イ 路線名 43-670 起点 東京都新宿区霞ヶ丘町 11 番地先 終点 東京都新宿区霞ヶ丘町 54 番地先 ウ 路線名 43-690 起点 東京都新宿区霞ヶ丘町 2 番 16 地先 終点 東京都新宿区霞ヶ丘町 101 番 1 地先 (2) 認定する路線 路線名 43-691 起点 東京都新宿区霞ヶ丘町 2 番 16 地先 終点 東京都新宿区霞ヶ丘町 54 番地先 (3) 位置図 別図 1 及び別図 2 のとおり

廃止路線

特別区道 43-651, 43-670, 43-690

別
図

1

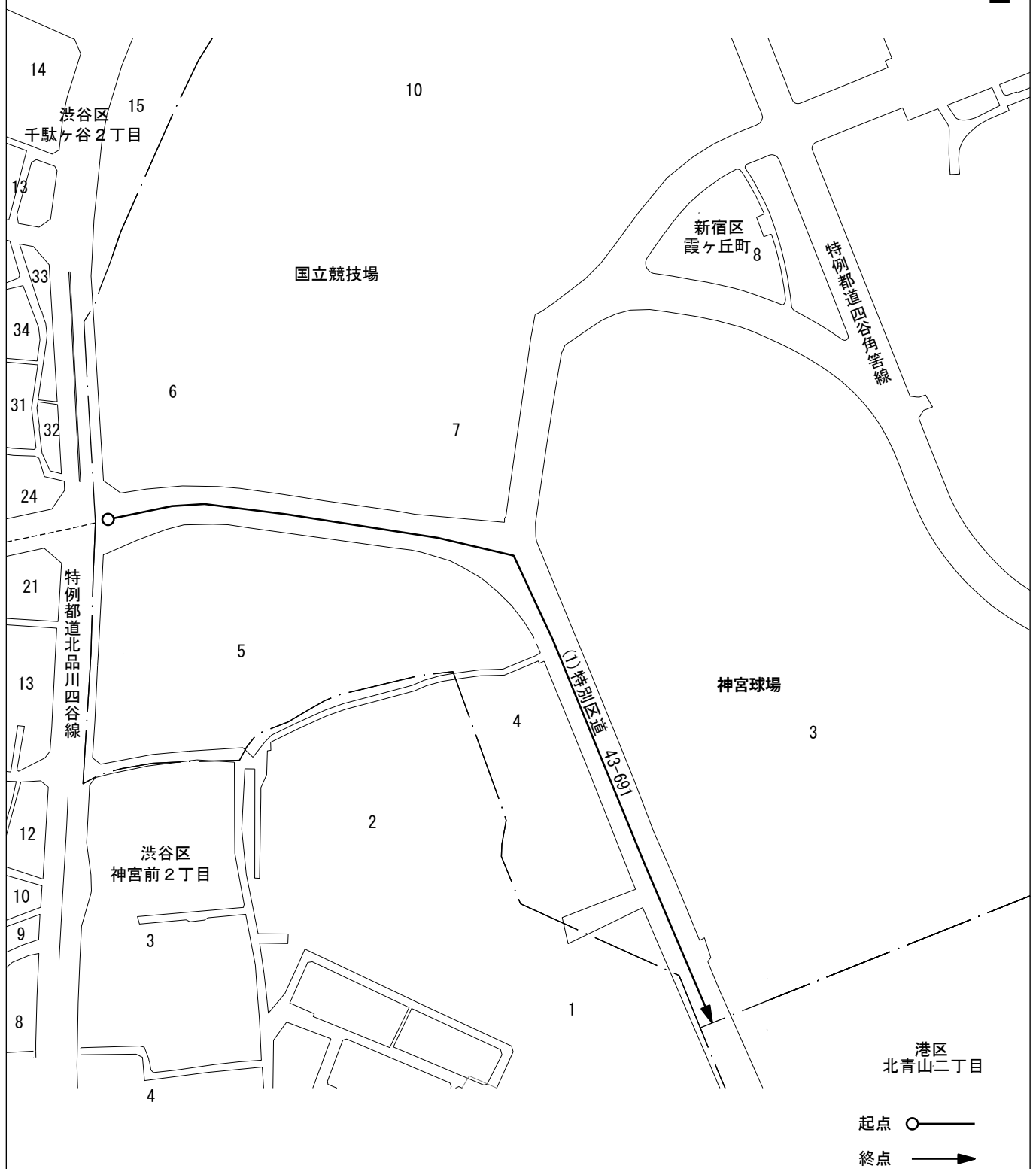


(1) 特別区道43-651 : 延長	157.58m	面積	2634.96m ²	幅員 (平均)	16.72m
(2) 特別区道43-670 : 延長	548.92m	面積	10587.30m ²	幅員 (平均)	19.28m
(3) 特別区道43-690 : 延長	210.75m	面積	4588.99m ²	幅員 (平均)	21.77m

認定路線

特別区道 43-691

別
図
2



(1) 特別区道43-691 : 延長 482.48m 面積 10353.70m² 幅員 (平均) 21.45m

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 94 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立百人町高齢者在宅サービスセンター イ 位置 東京都新宿区百人町三丁目 30 番 2 号 (2) 指定する団体 ア 名称 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区北新宿三丁目 27 番 6 号 (3) 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第 95 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立新宿福祉作業所 イ 位置 東京都新宿区戸山一丁目 22 番 2 号 (2) 指定する団体 ア 名称 社会福祉法人日本キリスト教奉仕団 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西早稲田二丁目 3 番 18 号 (3) 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第 96 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立高田馬場福祉作業所 イ 位置 東京都新宿区高田馬場四丁目 10 番 2 号 (2) 指定する団体 ア 名称 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西新宿七丁目 8 番 10 号 (オークラヤビル内) (3) 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第 97 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立障害者生活支援センター イ 位置 東京都新宿区百人町四丁目 4 番 2 号 (2) 指定する団体 ア 名称 医療法人財団厚生協会 イ 主たる事務所の所在地 東京都豊島区西池袋一丁目 10 番 2 号 (3) 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第 98 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立山吹町地域交流館 イ 位置 東京都新宿区山吹町 342 番地

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
		(2) 指定する団体 ア 名称 生活協同組合・東京高齢協 イ 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南大塚三丁目 43 番 12 号 (3) 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第 99 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立上落合地域交流館 イ 位置 東京都新宿区上落合二丁目 28 番 8 号 (2) 指定する団体 ア 名称 生活協同組合・東京高齢協 イ 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南大塚三丁目 43 番 12 号 (3) 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第 100 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立高田馬場地域交流館 イ 位置 東京都新宿区高田馬場一丁目 4 番 17 号 (2) 指定する団体 ア 名称 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区北新宿三丁目 27 番 6 号 (3) 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第 101 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立かしわヴィレッジ イ 位置 東京都新宿区北新宿三丁目 27 番 6 号 (2) 指定する団体 ア 名称 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区北新宿三丁目 27 番 6 号 (3) 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第 102 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設の名称及び位置 ア 新宿区立北新宿地域交流館 東京都新宿区北新宿二丁目 3 番 7 号 イ 新宿区立北新宿第一児童館 東京都新宿区北新宿二丁目 3 番 7 号 (2) 指定する団体 ア 名称 株式会社テンダーラビングケアサービス イ 主たる事務所の所在地 東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
		(3) 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第 103 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立高田馬場第一児童館 イ 位置 東京都新宿区高田馬場三丁目 18 番 21 号 (2) 指定する団体 ア 名称 ライクキッズ株式会社 イ 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティウエスト 17 階 (3) 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第 104 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立上落合児童館 イ 位置 東京都新宿区上落合二丁目 28 番 8 号 (2) 指定する団体 ア 名称 株式会社ポピンズエデュケア イ 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区広尾五丁目 6 番 6 号 (3) 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
第 105 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立中井児童館 イ 位置 東京都新宿区中井一丁目 8 番 12 号 (2) 指定する団体 ア 名称 株式会社東急キッズベースキャンプ イ 主たる事務所の所在地 神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目 403 番地 武蔵小杉タワープレイス 18 階 (3) 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで